

令和6年11月

第12回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年11月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
8番	関口 和美	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

9番	岡田 実	16番	吉田 新一
----	------	-----	-------

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について
	議案第 4号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5号	現況証明の発行可否について
	議案第 6号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 7号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第 8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 9号	非農地の決定について
	議案第 10号	農業委員会委員の欠員補充について
	議案第 11号	遊休農地対策専門委員会副委員長の選任について
	議案第 12号	農業委員会委員互助会世話人の選任について
	議案第 13号	つくば市都市計画審議会委員の推薦について
日程第3	報告第 1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第 2号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
	報告第 3号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 5号	現況証明の専決処理について
	報告第 6号	農地法第4条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 7号	農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第 9号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について
	報告第 10号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 11号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和6年第12回の総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、御苦勞様でございます。

令和6年第12回総会を招集したところ、委員各位の出席を賜りまして、ありがとうございました。

11月に入り、寒暖の差が大きくなってまいりましたので、皆さんも十分に気を付けていただければと思います。

本日は、御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第12回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、議席9番の岡田 実委員、議席16番の吉田新一委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和6年第12回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席12番對崎徳男委員、議席13番大野博司委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号４番については、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号７番と関連する一体の申請であることから、議案第１号の審議から提出番号４番を除いて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号４番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る１１月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号１番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る１１月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする

予定です。

提出番号 3 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番、3 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 6 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 7 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 5 番から 7 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 8 番については、申請人は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 8 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 9 番については、農業を開始するため申請されたものですが、許可後の耕作計画に疑義があったことから、今回、譲受人を現地調査会にお呼びし、聞き取り調査を実施いたしました。

聞き取りの結果、申請地の一部を使用して自己用住宅を建築する計画が確認できたことから、許可しないといたしました。

理由としましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められないことに該当すると判断したためです。

提出番号 10 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 11 番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には果樹・野菜を作付けする予定です。

提出番号 12 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 9 番については不許可。提出番号 10 番から 12 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 13 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 13 番、14 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号 9 番は、許可しないとの報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号 9 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号 9 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 9 番については、白石委員報告のとおり、許可しないことに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号、提出番号 9 番については、許可しないことといたします。

続きまして、提出番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番、10 番から 14 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 1 号の提出番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番、10 番から 14 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番、10 番から 14 番について、許可することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番、10 番から 14 番について、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号１番、提出番号４番から１０番については、議事参与の制限案件に該当しますので、提出番号１番、４番から１０番を除いて担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る１１月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農用地区域内農地です。

申請者は、現在イチゴを栽培している農家ですが、イチゴを収穫する観光農園を新たに開園すべく、来園者用駐車場として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車３４台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令は整っています。

以上のことから、提出番号２番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る１１月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、隣接地で畜産業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、新たに牛舎用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、肉牛１２０頭分の牛舎２棟を新たに建築する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っています。

以上のことから、提出番号３番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の提出番号2番、3番の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号の提出番号2番、3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号の提出番号2番、3番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号2番、3番は、許可することに決定いたします。

なお、提出番号3番につきましては、30aを超える案件となりますので、常設審議委員会に諮問の上、許可いたします。

続きまして、提出番号1番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石田委員の退席を求めます。

（石田真也委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号1番について、野堀委員より調査結果の報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、野菜を栽培している農家ですが、経営規模拡大に伴い、既存作業所のスペースが手狭になり、業務に支障を来していることから、新たに農作業所として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面をコンクリート舗装し、雨水については農業に影響が出ないよう、隣接地に向けて勾配に施工し、トラクター3台の置場とビニールハウス1棟を建て、中には農機具や収穫した農作物に加え、野菜の洗浄機や作業台等を置く計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、1番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規

定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号1番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番について、野堀委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番について、許可することに決定いたします。

石田委員の復席を求めます。

（石田真也委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、提出番号4番から10番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号4番から10番の審議が終了するまで、一時退席いたします。

なお、議事の進行につきましては、遠藤会長職務代理者と交代することといたします。どうぞよろしくお願いします。

（飯野和男会長 退席。遠藤道夫会長職務代理と議長を交代）

議 長（遠藤職務代理）

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

提出番号4番から10番については、桜地区で調査を実施しておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る11月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番から10番については、同一請負業者による事業のため一括して説明いたします。

農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、それぞれ低地解消を目的とした盛土を行うため申請するもので、令和7年11月12日までの一時転用です。

許可後は、つくば市北中妻地内の建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後は野菜を作付けし、保全管理にも努める予定で、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番から10番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（遠藤職務代理）

ありがとうございました。

提出番号4番から10番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（遠藤職務代理）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号4番から10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号4番から10番について、本橋委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（遠藤職務代理）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号4番から10番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号の提出番号4番から10番の審議が終了しましたので、議長を飯野会長と交代いたします。

飯野会長の復席を求めます。

（飯野和男会長 復席。遠藤道夫会長職務代理と議長を交代）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号 1 番、2 番については、それぞれ、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番、8 番と関連する一体の申請であることから、議案第 3 号の審議から提出番号 1 番、2 番を除いて、議案第 4 号の審議と併せて議題とすることによってよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認についての提出番号 1 番、2 番については、議案第 4 号の審議と併せて議題といたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 4 番、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認についての提出番号 1 番、2 番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第 4 号及び議案第 1 号の提出番号 4 番及び議案第 3 号の提出番号 1 番、2 番について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第 3 号の提出番号 1 番と議案第 4 号の提出番号 1 番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第 3 号、提出番号 1 番については、令和 5 年 3 月 14 日付け、つくば農委指令第 13 号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承

継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第4号の提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供が誕生し、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、申請地の農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電事業用地を探していたところ、最適な土地が見つかったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、580Wパネル138枚を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む法人が電気を買取る計画となっております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の誕生に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。

議案第4号の提出番号1番から3番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一集落内において、主に貸切りバスによる旅客自動車運送業を営む法人です。新たに高速バス事業を展開することに伴い、既存の従業員駐車場を高速バス置場に見直すこととなり、駐車スペースが不足することから、申請地を新たに借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動

車40台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。今般、公共工事を受注し、付近に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するもので、許可日から令和7年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石、残土等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号4番から6番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る11月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号4番と議案第4号の提出番号7番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号4番については、区分地上権を設定するため農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号7番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするものですが、下部の農地の面積に疑義があるため、詳細な資料を提出させるべく、継続審議といたしました。

議案第3号の提出番号2番と議案第4号の提出番号8番については、自己用住宅に関連する一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第3号、提出番号2番については、令和5年1月16日付け、つくば農委指令第3号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

議案第4号の提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接する大字に本店を置き、土木建設業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、既存駐車場スペースが手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものですが、許可を得る前から無断で使用

してしまっている旨の顛末書が添付されています。

許可後の利用方法は、既存のまま利用する計画となっており、碎石及び鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車8台分とトラック2台分の駐車スペースを確保され、コンテナ1台が置いてあります。

以上のことから、議案第1号の提出番号4番と議案第4号の提出番号7番については、継続審議といたします。議案第3号の提出番号2番については、承認しても差し支えないと思われま。

また、議案第4号の提出番号8番、9番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る11月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農用地区域内農地です。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、許可日から令和7年5月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所2棟、仮設トイレ1基、残土600 m³、ヒューム管等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 15 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 10 番から 15 番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 4 番、議案第 3 号の提出番号 1 番、2 番及び議案第 4 号の説明及び報告が終わりました。

議案第 1 号の提出番号 4 番、議案第 4 号の提出番号 7 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第 1 号の提出番号 4 番、議案第 4 号の提出番号 7 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 1 号の提出番号 4 番、議案第 4 号の提出番号 7 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 4 番、議案第 4 号の提出番号 7 番については、大野委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転についての提出番号 4 番、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 7 番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第 3 号の提出番号 1 番、2 番及び議案第 4 号の提出番号 1 番から 6 番、8 番から 15 番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号の提出番号1番、2番及び議案第4号の提出番号1番から6番、8番から15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号の提出番号1番、2番及び議案第4号の提出番号1番から6番、8番から15番について、承認及び許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認についての提出番号1番、2番、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から6番、8番から15番については、原案のとおり承認及び許可することに決定いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前から宅地の一部となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 3 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 4 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 2 番から 4 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、申請地の一部が 20 年以上前から宅地として利用されておりましたが、その他の残地部分は、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

以上のことから、提出番号 5 番については、非農地証明の範囲と認められないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 6 番については、20 年以上前から宅地として使用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 6 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 7 番については、20 年以上前から宅地の一部として使用しており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 7 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 5 番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号 5 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号 5 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 5 番については、飯岡委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号の提出番号 5 番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号 1 番から 4 番、6 番、7 番について審議いたします。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号 1 番から 4 番、6 番、7 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 4 番、6 番、7 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

んか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番から4番、6番、7番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を行っておりますので、飯岡委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯岡宏記委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便性の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土を行うため申請されたものです。

大砂地内にストックしてある購入土を用いて盛土をする計画で、盛土完了後は、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第6号について、飯岡委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書16ページになります。

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年10月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、谷田部地区で1年間の使用貸借権を設定するものです。

以降、提出番号14番まで記載のとおりとなり、谷田部地区2件、大穂地区2件、筑波地区10件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農用地利用集積計画の決

定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用
集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農
用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書19ページになります。

議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利
用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 6 年10月15日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求め
られているものです。

整理番号 1 番、豊里地区で10年間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号 8 番までのとおりとなり、豊里地区 1 件、荃崎地区 2 件、大穂地区 4 件、
筑波地区 1 件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出
するものです。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 8 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 農地中間管理事業の推進
に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に
ついては、異議なく承認することに決定いたします。

議案第9号 非農地の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 非農地の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書27ページから32ページになります。

こちらは、農地法第30条の規定に基づき農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から送付いたしました。承諾を頂きました土地39筆、合計39,664㎡を農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定することから、総会に議案として上程するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号4番については、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、4番を除いて審議いたします。

提出番号1番から3番、5番から35番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から3番、5番から35番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から3番、5番から35番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 非農地の決定についての提出番号1番から3番、5番から35番について、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

続きまして、提出番号4番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が議事参与の制限を受ける案件に該当しますので、提出番号4番の審議が終了するまで、一時退席いたします。

なお、議事の進行につきましては、遠藤会長職務代理者と交代することといたします。
よろしく申し上げます。

(飯野和男会長 退席。遠藤道夫会長職務代理と議長を交代)

議 長(遠藤職務代理)

それでは、少しの間、議長を務めさせていただきます。

提出番号4番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長(遠藤職務代理)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号4番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号4番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長(遠藤職務代理)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 非農地の決定についての提出番号4番について、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議案第9号の提出番号4番の審議が終了しましたので、議長を再び飯野会長と交代いたします。

飯野会長の復席を求めます。

(飯野和男会長 復席。遠藤道夫会長職務代理と議長を交代)

議案第10号 農業委員会委員の欠員補充について

議 長(飯野 和男)

次に、議案第10号 農業委員会委員の欠員補充についてを議題といたします。

つくば市農業委員会の委員の定数に関する条例第2条により、農業委員の定数は24名と定めております。

現在、市村元委員の逝去に伴い、1名欠員となっている状況です。

農業委員の欠員補充については、法令や市条例等において、直ちに欠員補充すべき規定は存在せず、解釈としては「農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には任命することが適当である。」とされています。

直近では、総会で欠員補充について、総会で審議した先例はありませんが、改選間もなくであることや当該事案の重要性に鑑みて、総会で欠員補充するか否かを決することが適切と判断しました。

参考としてですが、先般、開催された桜地区の現地調査会では、委員全員で話し合いをし、担当地区における業務執行上には問題はないとの考えに至りました。

農業委員会全体の運営に関しましても、改選前が定数から3名減の21名においても運営されていたことから、今回1名減であっても特段に支障を来す恐れはないものとの考えますが、皆さんいかがでしょうか。

御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

補充なしということですので、よろしく申し上げます。

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第10号について、委員の欠員補充は行わず、残りの任期を23名で運営していくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 農業委員会委員の欠員補充についてについて、委員の欠員補充は行わないことに決定いたします。

議案第11号 遊休農地対策専門委員会副委員長の選任について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 遊休農地対策専門委員会副委員長の選任についてを議題といたします。

つくば市農業委員会運営規程第15条により、専門委員会の副委員長は、専門委員会委員のうちから総会で選任すると定められています。

現在、遊休農地対策専門副委員長であった市村元委員の逝去に伴い、副委員長の職が不在となっており、運営規程上、当該職の役割も明確であることから、今総会で選任することが適切と考えました。

選任方法は、これまで、専門委員会の役職について、まず委員会内で候補者を検討してきたことから、10月末に開催された遊休農地対策専門委員会で副委員長の候補者について考えてもらいました。

それでは、遊休農地対策専門委員会での討議内容について、對崎委員長から報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

遊休農地対策専門委員会委員長の對崎です。議案第11号 遊休農地対策専門委員会副委

員長の選任について、当委員会の協議結果を報告いたします。

10月31日に開催した遊休農地対策専門委員会で話し合いました。当委員会内から、地区バランスなどを考慮して副委員長の候補を選出することが望ましいと考え、互選をして飯島秀幸委員を候補者と推薦することにいたしました。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま遊休農地対策専門委員会の副委員長を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 遊休農地対策専門委員会副委員長の選任については、飯島秀幸委員に決定いたします。

なお、つくば市農業委員会運営規程第9条に基づき、飯島秀幸委員は、つくば市農業委員会運営委員会の構成員となることを申し添えます。よろしくお願いします。

議案第12号 農業委員会委員互助会世話人の選任について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第12号 農業委員会委員互助会世話人についてを議題といたします。

つくば市農業委員会互助会会則第5条では、世話人を6名置くことになっております。

世話人は地区ごとに選出する慣例となっており、桜地区選出の世話人であった市村元委員の逝去に伴っての欠員であることから、10月8日に開催された桜地区の現地調査会において、当職の選出について話し合ってもらいました。

世話人の職務については、互助会に係る所掌事務の地区の取りまとめをする一方で、農業政策課が所管するつくば市農業振興地域整備促進協議会の委員の職務を兼任しています。

当該促進協議会の委員については、欠員補充の必要はないという確認が取れたこと、農業委員会会長が当該促進協議会のメンバーであること、以前に農業委員会会長が会長職と世話人を兼務していた事例があったことなどを踏まえ、桜地区で話し合った結果、私、飯野和男が会長職と桜地区選出の世話人を兼務することが適当との考えに至りました。

御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第12号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

桜地区の農業委員会委員互助会世話人に、私、飯野和男に決定することに異議ありませんか。

んか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第12号 農業委員会委員互助会世話人の選任については、飯野和男とすることに決定いたします。

議案第13号 つくば市都市計画審議会委員の推薦について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第13号 つくば市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書36ページになります。

つくば市都市計画審議会委員の推薦について、御説明いたします。

つくば市都市計画審議会委員の任期満了に伴い、都市計画課より1名、委員の推薦を求められています。こちらは今年度より、市政への女性の積極的登用推進を図っていくという都市計画課からの要請に基づき、女性委員を推薦することとなりました。

10月31日に開催された運営委員会で協議した結果、雨貝洋子委員を推薦すべきとの結論に至りました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、都市計画審議会委員は、これまで会長である私とその任務に当たってきたところです。

10月末に開催された運営委員会で協議した結果、雨貝洋子委員を推薦すべきとの結論になりましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第13号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

都市計画審議会委員に雨貝洋子委員を推薦することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第13号 つくば市都市計画審議会委員の推薦については、雨貝洋子委員を推薦することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第11号についてですが、内容は、議案書37ページから55ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第11号について、質問、意見等はありませんか。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第11号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもって、令和6年第12回総会を閉会いたします。

【午後2時50分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員